

医療法人社団  
木下内科診療所  
グループホーム千寿  
運 営 規 定

医療法人社団  
木下内科診療所

この規定は、医療法人社団 木下内科診療所が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム千寿」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第1条 本事業所は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、要介護、要支援2の状態であつて認知症の状態にある者、(著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く)に対して、介護等の生活援助を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とし、認知症高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、前条の目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保健医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努めるものとする。

- 2, 本事業所は、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため、利用者の人格を尊重し、従業者との信頼関係を基調とする適切な処遇について、不断の努力を行う。
- 3, 本事業所は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、食事・入浴・排泄等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行う。

(従業者の職種及び員数)

第3条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- |     |         |     |              |
|-----|---------|-----|--------------|
| (1) | 管理者     | 1名  | (計画作成担当者と兼務) |
| (2) | 計画作成担当者 | 2名  | (管理者と兼務あり)   |
| (3) | 介護職員    | 16名 |              |

(従業者の職務の内容)

第4条 従業者の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対する必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者は、当該共同生活住居の他の介護職員等と連携して当該計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画の変更を行う。
- (3) 介護職員は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(利用者の定員)

第5条 利用者の定員は18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所は、利用者の個別事情を考慮した上、その特性に応じ、次の各号によりサービスを提供する。

- (1) 介護は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、妥当適切に行う。
- (2) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術をもって行う。
- (3) 介護は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。
- (4) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と共同で行うよう努めるものとする。
- (5) 利用者又はその家族が、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを行うことが困難な場合は、その者の同意を得た上で、当該手続きの代行を行う。

(利用料その他の費用)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

2, 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食材料費	日額	1,600円
(2) 光熱水費	日額	700円
(3) 管理費	日額	500円
(4) 家賃	日額	2,700円
(5) おむつ代	1枚	実費相当額

3, 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者又はその家族は、本事業所の利用にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする。
- (2) 外出及び外泊に当たっては、あらかじめその旨を届け出るものとする。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期すものとする。

- 2, 前項の実施については、年2回以上の避難訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 本事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用前又は採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2, 本事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3, 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4, この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団 木下内科診療所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成22年10月1日から施行する。